

# 淡路市福祉会館のご利用にあたって

淡路市福祉会館をご利用いただきありがとうございます。当館の利用にあたりまして、下記の事項につき順守いただきますようお願いいたします。



- (1) 所定の場所以外において、飲食、火気を使用しないでください。
- (2) 危害、迷惑となるおそれがある物品または動物を持ち込まないでください。
- (3) 騒音や怒声、暴力を用いて、他人に迷惑を及ぼす行為を固く禁じます。
- (4) 利用の許可のない会議室等を利用しないでください。
- (5) 他の会議室等からの備品等の移動は行わないでください。
- (6) 許可なく、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないでください。
- (7) 許可なく、宣伝文、ポスター、ビラ等の配布や掲示はしないでください。
- (8) 許可なく、特別の設備、装飾等をしないでください。
- (9) みだりに共用の場所に物品等を放置しないでください。
- (10) 使用後、机・椅子等の物品は掲示された図のとおり元に戻してください。
- (11) その他、管理上必要な場合にあっては係員の指示に従ってください。



**【ご注意ください！】**

上記の遵守事項を守っていただけない方や泥酔した方は利用をお断りする場合があります。

【淡路市福祉会館管理規則 第6条】

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 泥酔者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

# 淡路市福社会館のご利用にあたって

## 【淡路市福社会館の設置及び管理に関する条例】

第1条 社会福祉の理念に基づき、市民の地域福祉活動及びボランティア活動の拠点、情報交換の場並びに福祉に関する研修及びイベント等が開催できる施設を提供することにより、地域の活性化、賑わいと活力のあるまちづくりを推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進を図るため、淡路市福社会館を設置する。



## 利用料金表

会議室等名称	単位	市内在住者	市外在住者	商品展示等の 営業行為	冷暖房使用料 ※営業行為時
会議室1 (57㎡)	1時間	410	610	1,230	100 ※300
会議室2-1 (約50㎡)	1時間	410	610	1,230	100 ※300
会議室2-2 (約50㎡)	1時間	410	610	1,230	100 ※300
多目的室1 (約7㎡)	1回	100	150	300	100 ※300
多目的室2 (約14㎡)	1回	100	150	300	100 ※300
多目的室3 (約7㎡)	1回	100	150	300	100 ※300

\* 会議室2-1・2-2は合わせて使うことができます。(利用料金は各室の合算)

\* 多目的室1～3の使用時間は1回2時間以内です。

## その他のお願い



- ・施設の利用申し込みは淡路市社協までお願いします。(事務所へお越しください。)
- ・利用の予約は使用する日の3カ月前の属する月の初日から3日前までをお願いします。
- ・誤って施設や備品の汚損、破損があった場合は事務所までご連絡ください。

お問合せは下記まで



社会福祉法人 **淡路市社会福祉協議会**

〒656-2132 淡路市志筑新島5-1 電話：0799-62-5214 FAX：0799-62-5503